

国東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月22日

条例第40号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市の機関が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステ

ムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市の機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1(第4条第1項関係)

執行機関	事務
1 市長	生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務(以下「外国人生活保護事務」という)であって規則で定めるもの
2 市長	国東市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成24年

	国東市条例第34号)に基づく事務であって規則で定めるもの
3 市長	国東市重度心身障害者医療費の支給に関する条例(平成18年国東市条例第144号)に基づく事務であって規則で定めるもの
4 市長	国東市公共賃貸住宅条例(平成18年国東市条例第214号)に基づく事務であって規則で定めるもの
5 市長	社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業に関する事務であって規則で定めるもの
6 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
7 教育委員会	国東市就学援助規則(平成20年国東市教育委員会規則第7号)に基づく事務であって規則で定めるもの

別表第2(第4条第1項関係)

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	外国人生活保護事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、戦傷病者戦没者遺族等援護関係情報、児童福祉法(昭和22年法律第164号)による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付けに関する情報、同法による給付金に関する情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当

		又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、地方税関係情報、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
2 市長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給、障害福祉サービスの提供、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの
3 市長	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	公営住宅法(昭和26年法律第	外国人生活保護関係情報であって

	193号)による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。)の管理に関する事務であって規則で定めるもの	規則で定めるもの
5 市長	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支給に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

10 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
11 市長	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
12 市長	国東市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例に基づく事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、外国人生活保護関係情報又は医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
13 市長	国東市重度心身障害者医療費の支給に関する条例に基づく事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、外国人生活保護関係情報又は医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
14 市長	国東市公共賃貸住宅条例に基づく事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
15 市長	社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業に関する事務であって	住民票関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの

規則で定めるもの

別表第3(第5条第1項関係)

照会機関	事務	提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民票関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	国東市就学援助規則に基づく事務であって規則で定めるもの	市長	住民票関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、地方税関係情報又は児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
3 教育委員会	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民票関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、地方税関係情報又は児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの